



## 臓器提供には、ご本人とご家族の意思が大切です。

ご本人の意思がわからない場合、臓器を提供するかどうかは、ご家族で決めることとなりますので、「臓器を提供する」「提供しない」という自分の意思を書いて、ご家族に伝えておきましょう。

「提供したい」という意思を書くのは15歳以上が有効ですが、「提供したくない」という意思は15歳未満でも有効です。意思はいつでも変更できます。



## 臓器提供意思表示欄の記入方法

- STEP 1
- STEP 2
- STEP 3
- STEP 4
- 「1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。」
- 1 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
- 2 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。
- ※1 または 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください
- 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
- 〔特記欄: 〕
- 署名年月日: 年 月 日
- 本人署名(自筆):
- 家族署名(自筆):

## STEP 意思の選択

- 1 自分の意思に合う番号に**ひとつだけ**○をしてください。
- a) 脳死後及び心臓が停止した死後に臓器を提供してもいいと思われる方は、**1**に○をしてください。
- b) 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われる方は、**2**に○をしてください(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません)。
- c) 臓器を提供したくないと思われる方は、**3**に○をしてください。【STEP 4へ】

## STEP 提供したくない臓器の選択

- 2 1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。
- なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

## STEP 特記欄への記載について

- 3 a) 組織の提供について
- 1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
- b) 親族優先提供の意思について
- 親族優先提供の意思を表示したい方は、右ページ「親族への優先提供について」をお読みいただいた上で「親族優先」と記入できます。

## STEP 署名など

- 4 本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。
- 可能であれば、この意思表示欄に記入していることを知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。

## インターネットによる臓器提供意思登録

### ●パソコンより●



<http://www2.jotnw.or.jp>

### ●モバイルより●



<http://www2.jotnw.or.jp/m>

## 仮登録

- 1 サイトについての説明とプライバシーポリシーに同意の上、臓器提供意思と個人情報登録してください(自分で設定したパスワードは忘れずに)。IDの入った登録カードが送付されます。



↓登録カードが送られてきた方はここから

- 2 登録カードに自筆で署名してください。※署名のないカードは無効です。組織の提供意思は左ページのSTEP 1をご確認の上、記入してください。眼球を提供したくない方は自筆で×をつけてください。



## 本登録

- 3 再び、サイトにアクセスして、IDとパスワードを入力します。
- 注 本登録は1年以内に必ず行ってください。1年を経過すると仮登録内容は自動的に削除されます。



## 登録完了

- 4 臓器提供の際に、本人の意思が確認できる対象となります。



## 登録内容の閲覧・変更・削除(ログイン)

本登録が完了すると、登録した内容の閲覧・変更・削除ができます。

※住所・メールアドレスなど個人情報を変更した場合は、速やかにご自身で変更してください。

- 注 旧登録カードをお持ちの方はIDとパスワードでログインし、新しい意思への変更をお願いします。新しい登録カードが発行されます。



## 臓器提供の流れ

① 移植コーディネーターによる説明 ご本人の臓器提供を希望する意思表示があるか、ご本人の意思が不明な場合に、ご家族が臓器提供について説明を聴くことを希望する時には、主治医などからの連絡を受けて移植コーディネーターが病院を訪れ、説明を行います。

② 家族の意思決定 説明を聴きたくないと思われた時は、いつでも断ることができます。移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかをご家族の総意として決めます。

③ 脳死判定(脳死後の提供時のみ) 臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。ご家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。

④ 移植を受ける患者の選択 移植を希望する人は日本臓器移植ネットワークに登録されています。提供される臓器が最も適した患者(レシピエント)に移植されるように医学的な基準に従って公平に選ばれます。

⑤ 臓器の摘出と搬送 レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植を待つ患者に移植されます。ひとりの提供が数人の命につながります。

## 親族への優先提供について

### 親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。

臓器提供の際、親族(配偶者\*1、子ども\*2、父母\*2)が移植希望登録をしている。

医学的な条件(適合条件)を満たしている。

- \*1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。  
\*2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

### 親族優先提供についての留意事項

- 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- 「○○さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。